

東成瀬村建設工事等競争入札心得

(趣 旨)

第1 この心得は東成瀬村が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に係る競争入札に参加するもの（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたもので、この内容を十分承知の上、入札に参加して下さい。

(法令等の遵守)

第2 入札参加者は地方自治法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、東成瀬村財務規則、並びにこの心得、入札公告事項指名競争入札指名通知書、現場説明事項及びその他の法令等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、又不適当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

(現場説明)

第3 入札参加者は、現場説明に参加し、契約担当者から明示された仕様書、設計書及び図面等による施行条件及び契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。現場説明がなされない場合においては、設計図書等の閲覧等により熟知しなければならない。

(入札への参加者)

第4 入札には代表者が参加すること。代表者が参加できない場合は、委任状により代理人1名の参加を認めるものとする。

2 入札参加者以外に入室したいときは、傍聴したい旨を入札執行者に申し出、許可されたときのみ入室できるものとする。

3 次の各号の1に該当する者は入札に参加することができない。

(1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取り消されている者。

(2) 正常な入札の執行をさまたげる等の行為をなすおそれのある者。

(入札保証金)

第5 入札参加者は入札前に、現金又は東成瀬村財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除される

場合がある。

(1) 入札参加者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

(2) 入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金は、入札終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

3 入札保証金には利子を付さない。

(入札の辞退)

第6 競争入札において入札参加者は、入札の執行の完了（落札者の決定）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札の執行前には入札辞退届（別紙様式）を契約担当者に持参又は郵送により提出し、入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければならない。

3 入札に当たり入札書を持ち合わせない者も辞退者とし前項のとおりとする。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札の取り止め等)

第7 入札執行者は入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

(入札の秩序)

第8 入札時は、携帯電話等外部と連絡の取れるものの電源を切っておくこと。

2 入札参加者は、入札開始から終了までの間、入札室からの出入りは一切できない。

3 次の各号の1に該当する者は、入札執行者により、入札執行の場所から退場させられる場合がある。

(1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者

(2) 不穏の行動をなす者

(入札)

第9 入札参加者は入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所において、入札書を提出

又は入札箱へ投入しなければならない。

- 2 代理人に入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札書の金額の記載については、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額とすること。

(入札書の書き換え等の禁止)

第10 入札参加者は、その提出した入札書の書き換え、引換又は撤回をすることはできない。

(無効の入札)

第11 次の各号の1に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札。
- (2) 入札保証金を納入させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合、その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 前各号定めるもののほか、指定した条件に違反すると認められる入札

(開 札)

第12 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

第13 建設工事、製造の請負については、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする。

建設コンサルタント等については、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面により、その旨を落札者に通知する。

(同価格の落札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14 入札執行者は落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決める。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第15 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として1回までとする。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号の1に該当する者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 第11(1)から(5)までの規定により無効とされた入札をした者

(2) 第11(9)の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者

(3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、契約希望金額が最低制限価格を下回った価格で入札した者

3 第6及び第7の規定は再度の入札の場合に準用する。

(契約保証金)

第16 落札者は契約書の提出と同時に、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の1(役務的保証にあつては請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証)を付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を示した場合は、この限りではない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

(4) 公共工事履行保証証券による保証

(5) 履行保証保険契約の締結

(契約書の提出)

- 第17 契約書又は請書を作成する場合には、落札者は、契約書に記名押印し落札通知を受けた日から5日以内に契約を完了しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 落札者が前項の契約を締結しなかった場合は、その落札の効力を失う。

(異議の申立)

- 第18 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

- 第19 入札参加者は、関係法令及び契約事項を遵守し、契約担当者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

(別 紙)

年 月 日

東成瀬村長

様

契約者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

入 札 辞 退 届

下記工事について指名を受けましたが、都合により入札を辞退
します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 箇 所